

市民自治のセンター
日野市庁舎

日野市役所

日野市



新しい 自治の拠点

日野市長 森田 喜美男

かねて施工中であった庁舎改築の工事が進み、いよいよ落成となりました。

新しい庁舎は、日野市域の中心部にあたる「神明上」の台地に位置し、市内全域をその視野におさめるところに所在しています。ここは将来、「日野都市計画」が完成を見たとき、全市の眼ともいふべき位置になります。

また新庁舎の設計には、役所くさくない親しみやすさと、業務の機能性をうまく調和させ、発展する日野市のイメージを象徴できるよう心をくだきました。

申すまでもなく、市役所の建物は、自治体発展の手段ではあっても、目的ではありません。

それは、市民自治の拠点となって市民参加や、行政サービスの向上発展によって花が咲くというものです。その意味で新しい庁舎が、市民自治のセンターとなって、開花することはうたがいないと信じています。

しかし行政需要が増大するなかで、市庁舎改築は大事業でした。庁舎建設基金の積立てから始まり、用地確保、財源の柱となる補助金や起債の獲得、将来計画と設計の整合、住民参加による合意づくりなど、10年間のあゆみがそれをよく示しています。

計画は歴代の市長に引きつがれ、議会には庁舎特別委員会が設けられるなど、長い年月を経て、多くの人々の協力の積み上げによる合作として、新しい庁舎ができたのです。

本年は、地方自治法施行30周年に当たります。市庁舎の落成は、この年を記念するのにふさわしい事業となりました。この事業の達成に、いろいろな立場で努力を注がれたすべての方々に、お礼申し上げます。

私はこの市庁舎を自治の拠点として、引き続き、市民生活に緊要な道路、交通路線、低地の雨水対策、下水道、南部公共施設など、直面する重要事業に全力投球してゆく決意をのべ、ごあいさついたします。



人間尊重の 自治体へ

日野市議会議長 名古屋 史郎

今年、憲法、地方自治法が施行されて、満30年に当る年です。

おりしも、市政推進の核であり、市民自治のセンターとして発展的な新庁舎が完成しました。

旧庁舎落成時の10倍に当る、人口13万人となった現在の日野市は、数々の行政需要を抱えています。

まちづくりの根幹である都市計画に基づく道路、下水道、学校、および文化、スポーツ施設などの建設を進めねばなりません。

そして、これらの建設事業と合わせて、きめのこまかい福祉施策の実施と、教育内容の向上をはかることが何よりも肝要と考えます。

深まる経済危機のなかで、市民生活がきびしさを増しているいまこそ、市民生活に密着した市政が行われるべきです。

そのためには多くの財源を必要としますが、国の経済が高度成長から低成長経済へと急速に移行するのにともない、地方自治体はいまや財源難をはじめとするきびしい事態に直面し、憲法と地方自治法の根本規範である「地方自治体の本旨」がその真価を問われようとしています。

このような状況から、国と地方を通ずる行財政制度の抜本的見直しと、市民と一体となって進める住民参加の行政が、特に要請されています。

そして、さらには「福祉と教育を柱にした、人間尊重の基本理念」がつかぬかれたものにならなければ、ほんとうに住み良い日野市はできません。

新庁舎落成を機に、この目的達成に向けて、市民のみなさんとともに全力を捧げます。

ここに、躍進する日野市実現を確信しつつ、これからの日野市づくりにまい進する決意をのべて、ごあいさついたします。

1階

市民ホール・食堂・行政図書室
市民部・出納課・収入役室・市民相談室



①



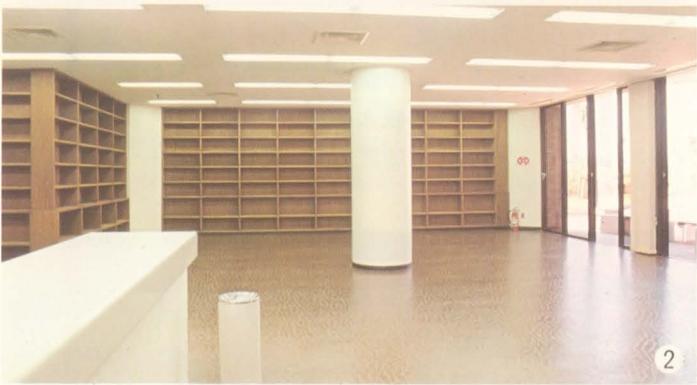
②

- ①市民ホール
- ②収入役室
- ③市民広場



③

1階



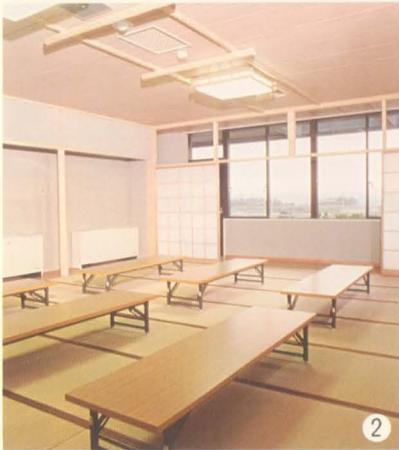
- ①市民ホールの壁
- ②行政図書室
- ③食堂・喫茶室
- ④総合窓口
- ⑤市民相談室





2階

福祉部
生活環境部



- ① 2階窓口 ② 職員休憩室 ③ 身障者用便所 (1・2・6階)
④ 電話交換室 ⑤ 職員更衣室 (各階) ⑥ 給湯室 (各階)
⑦ 書庫 (各階) ⑧ 身障者用エレベーター ⑨ 3階全景



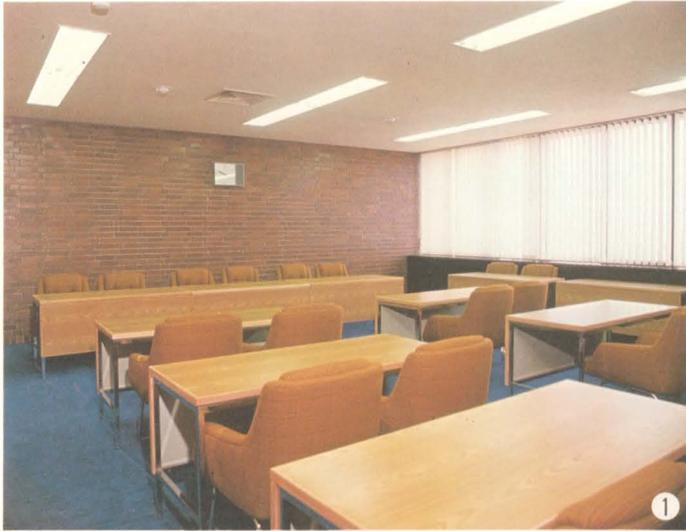
3階

都市整備部・建設部
広報室・記者室

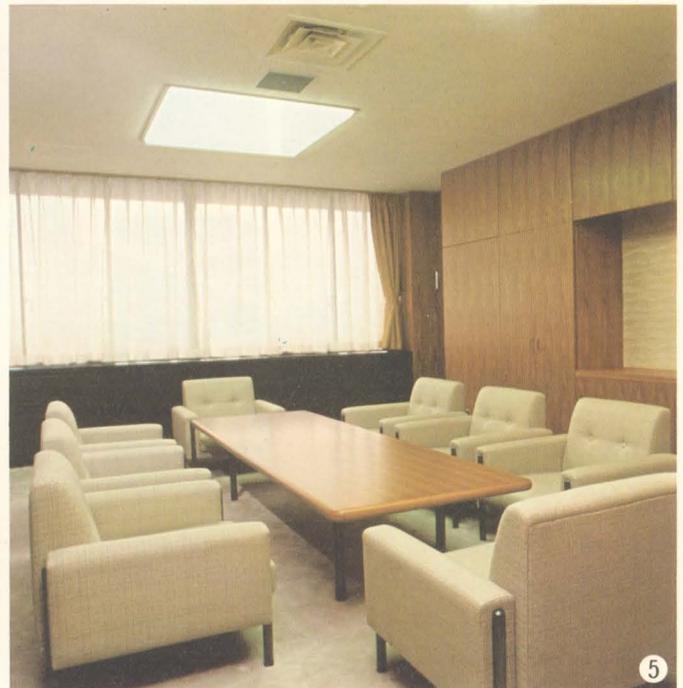


4階

市長室・助役室・市長公室・庁議室
企画財政部・総務部



- ① 庁議室
- ② 市長公室
- ③ 市長室
- ④ 助役室
- ⑤ 応接室



5階

教育委員会・選挙管理委員会
監査委員会・大小会議室

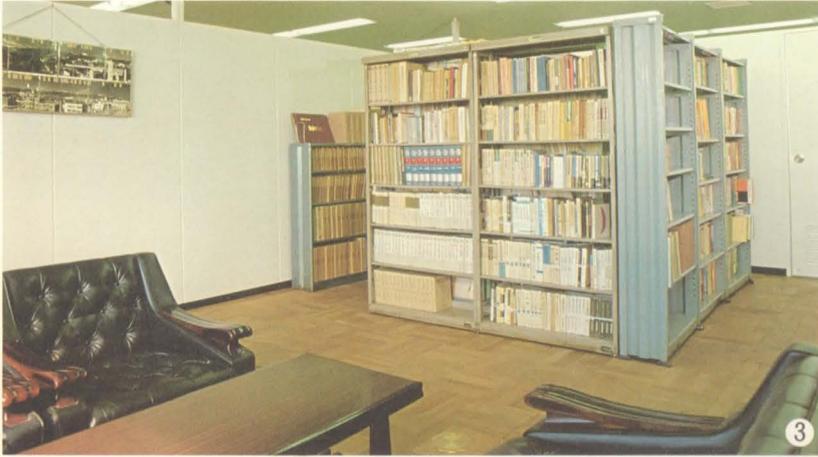


1



2

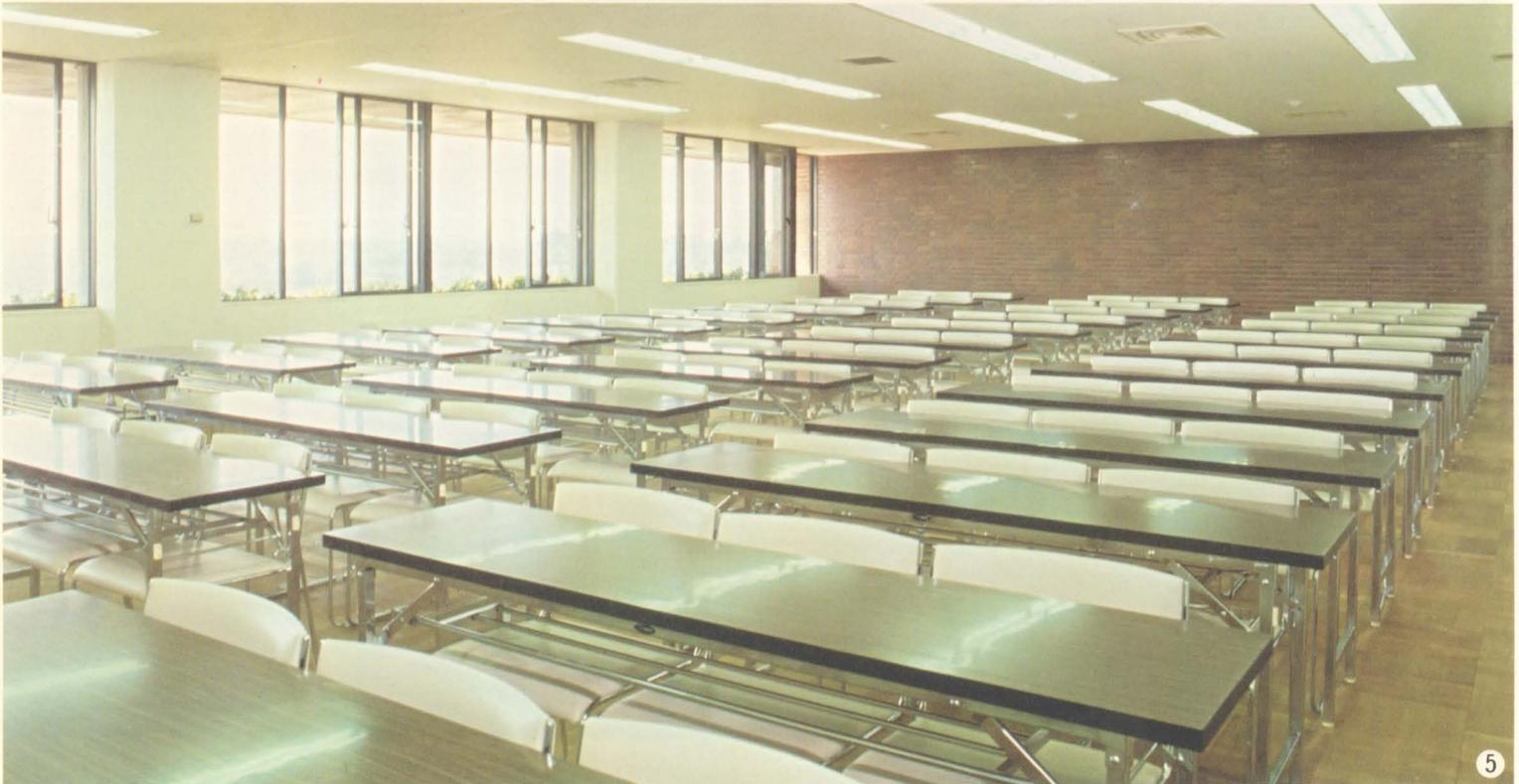
- ①教育相談室（児童観察室） ②教育長室
③教科書展示室 ④小会議室 ⑤大会議室



3



4



5



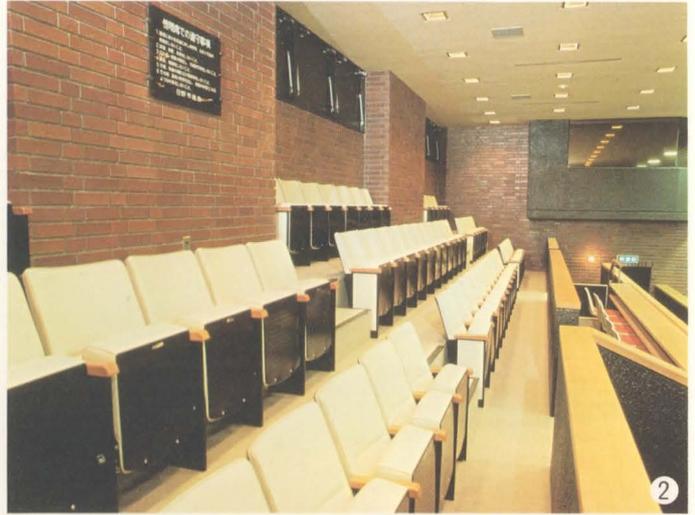
6階

議場・正副議長室・議員控室
その他議会関係

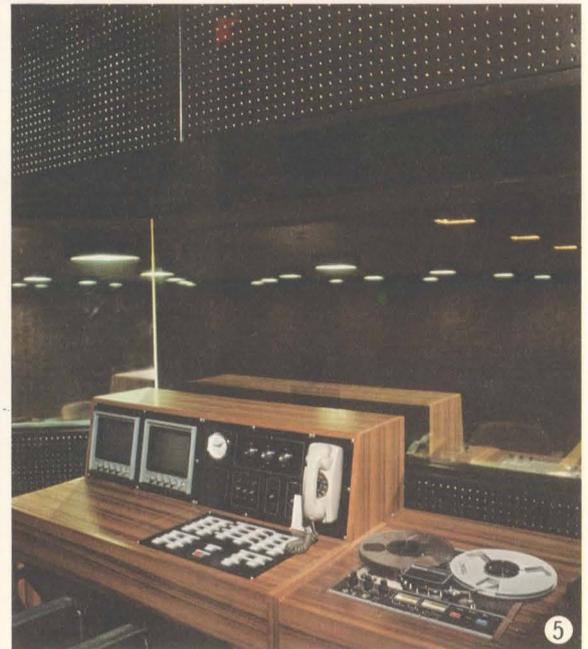
市議会議場



6階



- ① 傍聴者控室
- ② 傍聴席
- ③ 正副議長室
- ④ 議員控室
- ⑤ モニター室 (テレビ中継ができる)





1



2



3



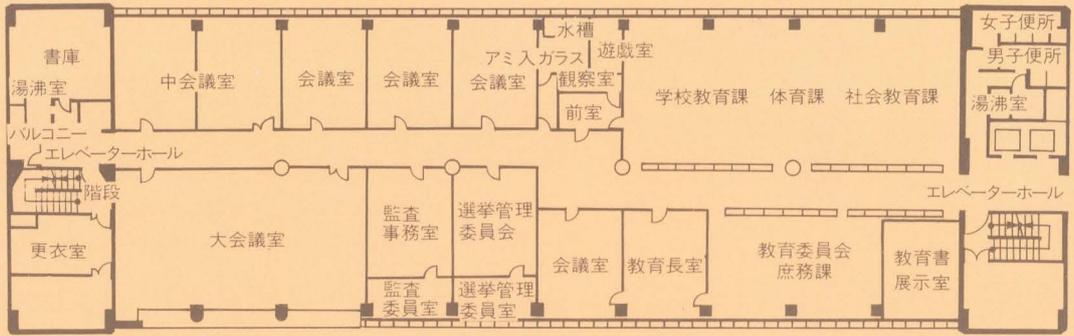
4



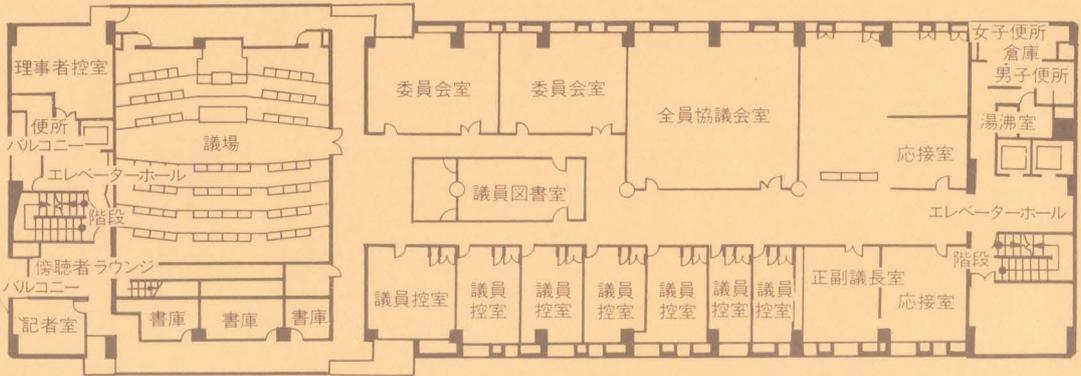
5

- ① 下水処理施設（三次処理まで行い、一部中水道として再利用）
- ② 空調設備室（地下）
- ③ 非常用自家発電機（地下）
- ④ 中央操作室（地下）
- ⑤ 地下駐車場

5階



6階



ゆたかな緑にかこまれた市民自治のセンター

(本庁舎・中央公園・市民会館がひとつに—計画予想図)



■新庁舎の特徴

日野市役所の新庁舎は“市民の自治センター”を目標に、次のような基本方針のもとに設計されました。

- ①ゆたかな市民生活が守られる住宅都市「日野」を象徴するものであること。
- ②市庁舎は市民のものであるから、あくまでも市民が利用しやすく、親しみのものであること。
- ③市の各種の業務が能率的に行え、執務環境が整備されたものであること。
- ④庁舎の周辺の都市的自然的環境をそこなうことのないよう十分配慮し、質素で堅ろう、品位のあるものであること。
- ⑤将来の人口増加、行政需要の変化に十分対応できる規模と機能をもつ庁舎であること。

●市民の広場としての庁舎

庁舎には、大きく分けてふたつの機能があります。第一の機能は行政事務をなめらかに進めるための、“しごと場”としての機能です。これに対して第二の機能は、市民のコミュニティーセンターとしての役割をもつ地方自治のよりどころ、“市民の広場”としての機能です。日野市の新庁舎は、第一の機能を当然の前提としながらも、とくに第二の機能を重くみて設計された点に大きな特徴があります。そのために次の三つのことを、設計上の基本テーマとして取り上げました。

①行為あるプラザ（広場）の確立

誰もが気軽にはいれ、つどい、待合せ、そこを原点として出かけていくことのできるプラザとして、庁舎を位置づける。

②空間の多様性

事務的な目的（第一機能）をすませたあとで、庁舎を中心とした市民相互のコミュニティーを助長して、施設の利用をひき起こし、生き生きとした場とする。

③オープンシステムの導入

執務時間以外でも、市民が自由に出入りできる庁舎とする。そのためロックする部分は最少限にとどめ、最大限に市庁舎を市民に開放する。

●ふれあいを大切に

これら三つのテーマを、設計上次のように具体化しました。

①のテーマのために

①建物内部の市民ホールと連結する広場を前庭に設け、自由なたまり場とした。この広場はレンガで舗装した快いものにし、緑の木陰にベンチなどの休憩施設をおく。また現在建設中の中央公園とこれを結ぶ。

②人と車のゾーンを分け、人と人のふれあいの場に車が関係しないようにした。

③庁舎に集まる市民の動きに活力をあたえるため、売店、食堂・喫茶室、図書室などを市民ホールや広場と連結して設け、自由に利用できるものとした。

②のテーマのために

①オープン・システムによる市民ホールを庁舎内に設けるほか、食堂、喫茶室、図書室などを一体のものとして使えるようにした。さらに将来、庁舎敷地内に建設予定の市民会館をこれにつなげ、市民のたまり場としての機能を充実させる。

②オープン・システムのなかに会議室を組み入れ、市民の話し合いの場とした。

③のテーマのために

1階と2階にオープン・システムを取り入れ、ロックされた事務部門のほかは、市民が自由に使えるものとした。

●市民サービス第一に

日野市の新庁舎は、第一の機能である“しごと場”としての設計にも細かい配慮がなされています。

まず市民サービスを第一とする事務処理ができるよう、市民に直接関係する市民部と市民相談室を1階に、福祉部、生活環境部を2階に配置、窓口を利用しやすくしてあります。また障害者のためには、エレベーター、トイレに特別の配慮をし、点字ブロックも動線を考慮して設けてあります。

合理的で働きやすいしごと場とするため、ダブルコア方式をとったのも特徴のひとつです。これはトイレ、階段などのコア（共通施設）を各階の両サイドに設けてある方式です。

庁舎の規模は、延床面積で1万2,291㎡です。これの決定に当っては、庁舎の耐用年数を30～40年間とみて、10～20年先までの人口動態を想定し、人口20万人を基礎としました。日本建築学会のデータによれば、人口千人当りの庁舎面積は、小都市では50～100㎡とされています。また自治省でも起債査定基準として、庁舎の規模の基準もっています。日野市では、これらを参考として検討をかさね、延床面積を1万2,000㎡ぐらいが適当であろうとしたのです。なお、将来にそなえて増築する際のスペースとして、現行2階までの建築部分を用意してあります。

■工事のあらまし

●庁舎の位置 日野市日野6230.

●敷地・建築面積 敷地14,410㎡／建築面積2,967㎡／延床面積12,291㎡。

●構造と規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造／地下1階地上6階、PH1階。

●建物の高さ 軒高26.35m／最高29.3m

●事業費 26億57万円。

<建築工事費>

13億4,598万円。

<電気設備工事費>

3億850万円。

<給排水・衛生・空調設備工事費>

7億5,065万円。

<エレベーター設備工事費>

5,150万円。

<家具購入費>

7,600万円。

<設計・監理費>

6,794万円。

●電気設備

<高圧引込及び受変電設備> ①高圧受電方式＝3相3線式6,600V ②高圧トランス総容量1,200KVA／3相用コンデンサー255KVA／契約容量600KW。

<発電機設備> ①ジーゼル発電機＝発電出力200KVA(160KW)燃料軽油。②上記発電機により、非常の場合に、電灯(非常用)、動力(エレベーターなど)への供給を行う。

<電話設備> 電々公社直営方式／局線100回線、内線300回線(200回線増設可能)。

<議場電機設備> 場内照明800ルクス／議員2人に1個のマイクロホン設置。モニター室で録音再生可能とし、テレビカメラ2台にて市民広場などに放映する。

<火災警報設備> 地階中央監視室に受信盤を設置し、感知機を各階に設け、火災の初期発見を行う。

<放送設備> 一般常用放送に非常用放送(200W)を併設。

<テレビ共聴施設> 庁舎の影響で近隣家屋に電波障害が生じた場合のため、共同聴視システムの配管を敷地境まで設置。

<避雷針設備> 屋上に3本設置。

●給排水衛生設備

<給水設備> 市水引込(100φ)→受水槽(48㎡×2)→揚水ポンプ2台→高架水槽(15㎡×2)→各給水器量。

<消火栓設備> 各階に設置。

<給湯設備> 貯湯式の湯わかし器を各階湯わかし室に設置。

<衛生設備> 各階の衛生器具(大・小便用)は基準に従い設置。1階、2階と6階に身体障害者用便器を設置。

<ガス設備> 都市ガス引込、各湯わかし室にカランを設置。

<厨房設備> 食数400～450食分(定食、めん類)、喫茶設備。

<汚水処理施設(三次処理)> 処理人員1,800人分(将来の市民会館分含む)／放流水質BOD値10PPm以下。一部中水道として再利用。

●空調設備工事

<冷暖房設備> 夏季＝室外32℃・湿度68%→室内27℃・湿度50%。

冬季＝室外0℃・湿度40%→室内20℃・湿度50%。

<空調方式> 各階エアハンドリングユニット、南北窓面コア部分は、ファンコイルユニットの併用方式／エアハンドリングユニット13台／ファンコイルユニット147台。

<熱源設備> 公害防止、燃料の安定供給、維持管理の簡素化を考慮し、都市ガス(LNG)11,000Kcal/Hによる吸収式冷温水発生器を設置し、外気取入部には全熱交換機を設けて外気負荷を少くした／吸収式冷温水発生器・250RT2台／全熱交換機4台／冷温水ポンプ(容器台数制御)5台。

<自動制御設備> 地階コントロール室で、各居室の温湿度監視、熱源まわり制御、時間発停、運転記録が集中管理できるものとした。また将来、市有建築物の設備機器の故障表示ができる機能をもつ。

●工事関係者

<設計・監理>

株式会社岡設計

<建築工事>

株式会社鴻池組

<電気設備工事>

日本電設工業株式会社

<給排水・衛生・空調設備工事>

富士電機製造株式会社

<エレベーター設備工事>

東京芝浦電気株式会社

<家具>

株式会社松屋

●着工・竣工

<着工> 昭和50年12月

<竣工> 昭和52年10月

